

2022 年 6 月 24 日

岡安商事株式会社
代表取締役会長 岡本安明
大阪市中央区北浜 2-3-8
金融商品取引業者
登録番号：近畿財務局長（金商）第 304 号
一般社団法人金融先物取引業協会加入
日本証券業協会加入

弊社に対する近畿財務局の行政処分について

各位

平素は格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。

本日、弊社は、近畿財務局より、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 51 条及び同法第 52 条第 1 項の規定に基づく行政処分（業務改善命令並びに業務停止命令）を受けました。このような事態に至りましたことは極めて遺憾であり、本件に関しまして、お客様をはじめ関係者のみなさまに大変なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

行政処分内容につきましては下記の通りとなります。弊社としましては二度とこのような事態を発生させないように法令遵守態勢の再構築を図り、経営陣ならびに社員一同が一丸となり、みなさまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なにとぞご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 行政処分の内容

(1) 業務停止命令

金融商品取引業のすべての業務（顧客の決済取引等当局が個別に認めたものを除く。）を令和 4 年 7 月 8 日から令和 4 年 8 月 7 日まで停止すること。

(2) 業務改善命令

① 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在を明確化すること。

② 法令等遵守に取り組むよう経営姿勢を刷新し、全社的な法令等遵守意識を醸成するよう努め、経営管理態勢、内部管理態勢及び内部監査態勢の充実及び強化を図ること。

③ 業務停止期間を利用して、全役職員に対し「法令等遵守の徹底」に係る研修を実施すること（研修にあたっては自主規制機関等の外部機関を活用すること）。

- ④全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ⑤上記①から④について、具体的な対応・実施状況を1か月以内（以降は3か月経過毎）に書面により報告すること。

2. 行政処分の理由

弊社は関係会社への貸付を行うにあたり、自己資本規制比率の低下を回避するため、意図的に取引先等を迂回させて当該関係会社への貸付を行ったほか、その資金の一部を弊社の劣後特約付借入の原資に充当させることにより、平成22年8月30日から令和4年2月28日までの間、自己資本規制比率を本来の数値よりも向上させ、実態と異なる自己資本規制比率を算出し、金商法第46条の3第1項に基づく金融商品取引業に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第172条第1項に定める事業報告書に実態と異なる自己資本規制比率を記載して作成した上で当局に提出していたほか、金商法第46条の4に基づく金商業府令第174条に定める説明書類及び金商法第46条の6第3項に定める自己資本規制比率を記載した書面に実態と異なる自己資本規制比率を記載して作成した上で公衆の縦覧に供していました。

また、当該期間の一部において、自己資本規制比率が金商法第46条の6第2項に定める120%を下回っていました。さらに、弊社は金商法第46条の6第1項に基づく金商業府令第179条第1項第1号に掲げる場合（自己資本規制比率が140%を下回った場合）の届出を行っていませんでした。

本件が発生した背景には、弊社経営陣において、法令に抵触しない形式にすれば良いと安易に考えるなど、法令遵守に関する認識が欠如していることにありました。

なお、弊社の直近の自己資本規制比率につきましては上記の法定の水準を満たしてしております。また、お客様の資産については会社の財産とは分別管理・区分管理されており、保全されております。

今回の業務停止命令及び業務改善命令を厳粛に受け止め、適正な業務運営が行なえるように改善に努め、業務を再開した際には、お客様に安心してお取引いただけるようにして参ります。

※ 業務停止期間（令和4年7月8日 ～ 令和4年8月7日）

上記期間中は公式SNS、公式ブログの更新も停止させていただきます。

※ 詳細につきましては、近畿財務局のホームページをご参照ください。

【 弊社に対する近畿財務局の業務停止命令、業務改善命令の詳細 】

近畿財務局リンク先

<https://lfb.mof.go.jp/kinki/file/rizai/pagekinkihp02700001.html>

以上

◎お問い合わせ先（平日9:00-17:30）

岡安商事株式会社 本社 管理部 0120-346-492

東京本部管理部 0120-182-461